# いのち支える自殺対策推進センター
# ニュースレター　第44号（2025.06.10）

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）のニュースレターにご登録いただき、ありがとうございます。本号では、６月５日に成立した改正自殺対策基本法に関する速報と、５月に行われた「地域自殺対策推進センター自殺対策担当初任者研修会」の開催報告、JSCPがまとめた「大学生の自殺の状況」の分析結果に基づく記事の公開などを掲載しています。

※このメールは、本ニュースレターの配信を希望された方や、当団体の活動を通して、連絡先を頂戴した方に送信しています。今後メールの受信をご希望されない方は、お手数をおかけしますが、こちらから配信停止手続きをお願いいたします。

**〈ニュースレター第44号 トピックス〉**

**１.【速報】改正自殺対策基本法が可決・成立**
**２.【開催レポート】令和７年度「地域自殺対策推進センター自殺対策担当初任者研修会」**
**３.【記事公開】「大学生の自殺対策が急務　統計データが示す深刻な状況と求められる対策」**
**４.【記事公開】自殺報道に関するコラムの連載をスタート**
**５.【JSCP職員インタビュー】地域連携推進部長：長谷川勝美**

## １.【速報】改正自殺対策基本法が可決・成立

開会中の第217回通常国会に議員立法で提出されていた、自殺対策基本法の改正案が、６月５日の衆議院本会議で可決され、成立しました。2006年に制定された基本法の改正は、2016年に続き２回目です。
約10年ぶりとなる今回の改正では、近年、増加傾向が続き、喫緊の課題となっているこどもの自殺について、社会全体で対策に取り組んでいくことを明記。第２条の「基本理念」に「こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない」（第７項）を加えるとともに、第３条「国の責務」に「こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない」（第２項）と定められました。
また、具体的にこどもの自殺対策を進めていくため、こどもの自殺防止に取り組む学校の責務を明示（第５条）するとともに、心の健康の保持のための健康診断や保健指導等の措置、精神保健に関する知識の向上に努めることなどを規定（第17条第３項）。さらに地方自治体は、自殺防止や自殺未遂者支援を実施していくために、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署、民間団体などの関係者による「協

議会」を設置できることとしました（第23～25条。協議会の構成者には守秘義務が課されます）。
このほか、自殺対策におけるデジタル技術やAI（人工知能）等の適切な活用とともに、SNSなどインターネット上の情報が及ぼす影響への配慮を促す取り組みの促進などについても盛り込まれています。改正法の施行は公布から６か月以内。ただし、第17条３項や協議会に関する規定は2026年４月１日から施行されます。
※「協議会」の運用に関しては、詳細が決まり次第、本ニュースレターでも取り上げる予定です。

### 自殺対策基本法の一部を改正する法律案の概要

**改正の趣旨**

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった（平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2. 7倍）。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

**改正の概要**

1. 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）
○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加
○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（第3条第2項）
○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（第5条）

3. 基本的施策の拡充
○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（第17条第3項）
○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（第18条）
○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（第19条第2項）
○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定（第19条第3項）
○自殺未遂者等への継続的な支援を明記（第20条）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（第21条）

4. 協議会（第4章）
○地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）
○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）
○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3（第17条第3項部分）、4、6は、令和8年4月1日）

■自殺対策基本法改正案
■新旧対照表
■要綱

## ２．【開催レポート】令和７年度「地域自殺対策推進センター自殺対策担当初任者研修会」を開催

JSCPは2025年５月29日、全国の都道府県・政令指定都市に設置されている「地域自殺対策推進センター（以下、地域センター）」の自殺対策担当となった初任者に向けた研修会を、オンライン形式で開催しました。今年度は33都道府県、15政令市から約60人が参加しました。
研修会では、JSCP代表理事の清水康之による講演の後、グループに分かれてディスカッションを実施。「生きることの包括的支援として自殺対策を進める上で、関係部局や関係機関、他自治体等とどのように連携をしているか」などをテーマに意見交換しました。
参加者からは、「自殺者数の捉え方に対する意識を変えるきっかけとなった」「連携していくことが望ましい関係機関のイメージをもつことができた」など、研修の内容が今後の取り組みを進める上での参考になったといった声が多く寄せられています。

■研修の詳細なレポートはこちらをご覧ください

JSCP 代表理事の清水康之（左）と地域連携推進部長の長谷川勝美

## 3．【記事公開】「大学生の自殺対策が急務　統計データが示す深刻な状況と求められる対策」

JSCPがまとめた分析結果「大学生の自殺の状況」に基づき、以下の記事を作成して公開しました。ぜひ、ご一読ください。

---

こども（小中高校生）の自殺が過去最多となり深刻な社会問題となる中、実は、自殺で亡くなる大学生の数も、見過ごせない水準で推移していることをご存じでしょうか。
2024年に自殺で亡くなった大学生は434人にのぼりました。就職や進学という人生の分岐点を迎える時期に、追い詰められる若者たち。統計データや調査結果から、その現状と、大学生の自殺への対策が十分ではない現状が見えてきました。

---

■記事の続きは、こちらからお読みいただけます

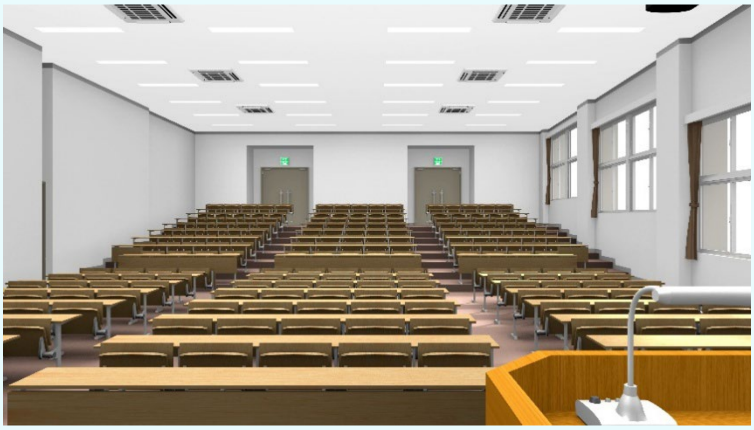

（写真はイメージです）

## 4．【記事公開】自殺報道に関するコラムの連載をスタート

JSCPでメディア関係者向けの「自殺報道」に関する取り組みに携わる職員が、コラム「自殺報道をどう伝えるか～記者から対策現場に移った私が考えたこと」の連載を始めました。執筆は、広報官の山寺香が担当します。山寺は元新聞記者で、「報じる側」と「対策を進める側」の両方を経験した立場から、日々の自殺報道を見聞きする中で感じたことや考えたこと、自殺対策の現場に移った今だから思うことなどについて、つづっていきます。

主にメディア関係者の方々が日々の自殺報道の中で感じる「疑問」や「迷い」の解消に役立てていただくことを目的とした記事ですが、SNSなどを含め広く情報発信にかかわる方々にも、自殺に関する発信をする際に役立つ内容となっています。ぜひご一読ください。記事は、随時アップしていく予定です。

■第１回「自殺報道に答えはない」は、こちら
■第２回「『飛び降り』『飛び込み』は“普通の言葉”？」は、こちら

**５．【JSCP職員インタビュー】地域連携推進部長：長谷川勝美**
**「現場に届く支援」通し、誰もが「生きやすい地域づくり」に関われる仕組みをつくりたい**

〈プロフィール〉
**長谷川　勝美（はせがわ・かつみ）**
東京都出身。埼玉大学教養学部卒業後、東京都足立区の職員となる。生活保護のケースワーカーや障がい福祉、ひきこもり、居場所づくり等、住民生活の現場での業務に従事。コロナ禍では、PCR検査センター、ワクチン接種等で医師会との調整を担った。2017年から６年間、パラスポーツにおけるオランダとの連携プロジェクトに関わる。住民の顔の見える基礎自治体で仕事をしてこられたことに充実感を感じている。2025年４月にJSCPに入職。

**――JSCPで働く前は、どんな仕事をしていましたか？**
**長谷川）**足立区に、公務員として40年以上勤務しました。最後の８年間は、首長を支える立場で働きました。
入職してすぐ、福祉事務所のケースワーカーを４年間務めたのが、住民の生活に密着した仕事という点で非常に印象に残っています。当時は、生活保護や保育所の入所に関する事務などを担当しました。
特に印象に残っているのは、入職してまだ２か月ほどの頃、高齢の一人暮らしの男性が亡くなった際のことです。身寄りのない方でしたが、調べたところ東北にお兄さんがいることが分かり、連絡すると遺骨を引き取りに来られることになりました。でも「火葬場の場所がわからない」とおっしゃるので火葬場までご案内し、一緒に遺骨を拾い、駅までお送りしました。この時、まさに「ゆりかごから墓場まで」という言葉のとおり、これから本当に生活に密着した仕事をしていくのだということを体感しました。

■記事の続きは、こちらからお読みいただけます

▼このほかの質問項目

- その後は、どんな分野を担当しましたか？
- 自殺対策にかかわるようになった時期やきっかけは？
- 自殺対策への思いと、今後の仕事で実現したいことは？

**自殺対策に取り組む仲間(JSCP の新規職員)を募集しています。**

※詳細はこちらをご覧ください

————————————————————————————————————————————————————

■YouTubeの「JSCP_広報室」チャンネルで、啓発動画や、研修動画等を順次公開中。 ぜひご登録ください。
https://www.youtube.com/channel/UCNWP2O5zTuuI-j8GITeKzHQ

■Yahoo!ニュースエキスパートで、JSCPとして自殺問題・自殺対策に関する記事を配信しています（JSCP広報官・山寺が執筆)。ぜひご覧ください。
https://news.yahoo.co.jp/expert/authors/yamaderakaoru

■X（旧Twitter）でも発信中です。ぜひフォローください。
日本語版X：https://twitter.com/JSCP_press
英語版X：https://twitter.com/JSCP_www

■Facebook
https://www.facebook.com/JSCP.press

今後も、JSCPをどうぞよろしくお願いします。
配信停止をご希望の場合には、以下のページから、お手続きをお願いいたします。
https://jscp.or.jp/newsletter/

--
厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）
広報室　news@jscp.or.jp